

盛岡保健所長告示第8号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の19第3項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成19年1月9日

盛岡保健所長 鈴木 俊彦

1 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312111321	あべ整形外科医院	岩手郡滝沢村滝沢字巣子 1156 番地 22	平成 18 年 7 月 31 日

2 介護予防訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312111321	あべ整形外科医院	岩手郡滝沢村滝沢字巣子 1156 番地 22	平成 18 年 7 月 31 日

3 介護予防居宅療養管理指導

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312111321	あべ整形外科医院	岩手郡滝沢村滝沢字巣子 1156 番地 22	平成 18 年 7 月 31 日
0340142512	ほほえみ薬局	盛岡市本宮二丁目 41 番 1 号	平成 18 年 11 月 30 日